

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和7年度 第1回 芦屋市廃棄物減量等推進審議会
日 時	令和7年10月31日(金) 13:00~15:00
場 所	芦屋市環境処理センター1階会議室
出 席 者	会長:井上 尚之 副会長:千田 真喜子 委員:多田 直弘、橋本 明美、法兼 茂子(欠席)、山口 能成、 桑田 敬司、岡田 圭司、金山 成生(欠席)
事務局	和泉市民生活部長、平見環境・経済室長、藪田環境施設課長、尾川市民生活部主幹、谷野収集事業課長、藤岡環境施設課管理係長、荒木環境施設課施設係長、山城環境施設課課員、林環境施設課課員、廣瀬環境施設課課員、名方環境施設課課員
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 連絡事項

(2) 協議事項

芦屋市一般廃棄物処理基本計画見直しに係る市民・事業者意識調査の実施について

(3) 報告事項

芦屋市環境処理センター施設整備について

(4) その他

2 資料

・資料 1 令和7年度第1回芦屋市廃棄物減量等推進審議会資料

・資料 2 課題と進捗状況

・資料 3 市民・事業者意識調査(案)

・別添資料 芦屋市環境処理センター施設整備について(次第及び資料4~7)

3 審議内容

開会

(事務局 廣瀬)

委員の皆様の発言につきましては、お名前の入った会議録として市役所1階の行政情報コーナーと本市ホームページにより公開することになりますので、御了承ください。

また、御発言が聞き取りにくくなることもございますので、録音の都合上、発言の際

はマイクを利用していただきますよう、御協力お願ひいたします。

(井上会長)

それでは傍聴人について御報告をお願いします。

(事務局 廣瀬)

傍聴の方はおられませんので、このまま進めさせていただきます。

井上会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

(井上会長)

それでは議事に入りますが、事務局から本日の会議の成立について報告をお願いいたします。

(事務局 廣瀬)

本日の会議は、委員10人中7人の委員の出席を得ており、委員の過半数の出席がございますので、審議会条例第6条第2項により、この会は成立しております。

(井上会長)

ありがとうございました。

それでは、まず議題1の芦屋市一般廃棄物処理基本計画見直しに係る市民・事業者意識調査の実施について、事務局から説明をお願いいたします。藪田さんと藤岡さん。

(事務局 藤岡)

事務局の藤岡でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

それでは、事務局より芦屋市一般廃棄物処理基本計画見直しに係る市民・事業者意識調査の実施について、説明させていただきます。

資料については事前に送付させていただいた資料1、こちらを御覧いただければと思います。なお、スクリーンにも同じ資料を投影しておりますが、紙で見ていただいたほうが見やすいかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

今回、議題としては3つの観点からお話をさせていただきたいと思います。1番、芦屋市一般廃棄物処理基本計画について、2番、芦屋市のごみの現状と課題について、3番、市民・事業者意識調査の実施についてでございます。

まずは、1番、芦屋市一般廃棄物処理基本計画について、事務局の藪田より御説明申し上げます。

(事務局 藩田)

環境施設課の藪田です。どうぞよろしくお願いします。

まず私のほうから、この資料1の芦屋市一般廃棄物処理基本計画についてというところを少し御説明させていただきたいと思います。

この芦屋市一般廃棄物処理基本計画でございますが、現行の計画は本日机の上に置かせてもらっていますが、カラーの冊子になったもの、これが現行の計画でございます。2022年の3月に策定したもので、令和8年度が中間目標年度となってございます。

この一般廃棄物処理基本計画でございますが、環境省の指針では、市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、この第6条に基づいて生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、この計画を定めなければならぬとされているものでございます。そして、この計画は目標年次をおおむね10年から15年先において、おおむね5年ごとに改訂するとなってございます。そのため、令和8年度がその5年に当たりますことから、今、見直しというものを進めていこうとしているものでございます。

資料1、1枚めくっていただきますと、芦屋市一般廃棄物処理基本計画改訂の流れというものがございます。こちらを見ていただきたいのですが、まず、これ01、審議会、02、意識調査、03、基本計画と並んでございますが、本日は第1回、今回と書いてあるところの審議会でございます。ここで御意見いただきたいのが、内容精査と書いてある意識調査、アンケート、これのことについて御意見いただければと思っております。

基本計画の説明としましては、現状と課題の整理を御説明させていただきたいと思います。

アンケート、意識調査ですけども、作業進めまして、2月頃には市民・事業者さんのほうにお配りして実施していきたいと考えております。

次のページが令和8年度のスケジュールになってございます。4月、5月頃にまた第3回の審議会を開催したいと思っておりますが、その後、ここで委員改選と書いてございます。この審議会の委員の任期というのが2年となっておりまして、今の任期が令和8年7月31日までとなっておりますので、令和8年度の6月頃のタイミングで、新しい委員さんをまた選ぶ作業が始まっています。それらを経まして、ずっと進めていって、令和8年、これ、令和9年になるのかな、12月か1月頃、この頃にはまたパブリックコメント実施しまして、令和9年3月に新しい計画を策定していくこうというものでございます。途中で委員改選はございますけども、皆様の御協力をお願いしたいと思います。

私のほうから以上です。

(事務局 藤岡)

続きまして、芦屋市のごみの現状と課題について、藤岡より御説明させていただきます。

現計画で掲げられている目標の観点と課題及びそれに対する施策の実施の観点から御説明させていただきたいと思っております。

早速ですが、こちらの表につきましてですが、現計画で立てた目標項目に対しての進捗状況を示しております。実施計画を承認いただく3月の審議会でも同様の数字は見ていただいております。今回特に注目いただきたいのが、令和8年度の中間目標値です。この数値に向けてこの5年間、頑張ってきているわけでございますが、令和8年度目標に対して2つの項目で既に達成をしております。この数値については赤字にております、①の1人1日当たりのごみ排出量、②の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量でございます。また、⑥最終処分量については、令和6年度時点の参考目標値では達成しておりますけれども、令和8年度まで見ると現段階では達成しておりませんので、オレンジで表記しております。

改めて全体を見てみると、①の1人1日当たりのごみ排出量と②家庭系ごみ排出量では、令和13年度目標値まで既に達成されているような状況です。③事業系ごみ排出量につきましては減少しているものの、目標には届いていない現状です。④集団回収量については、こちらは目標の設定はないものの、数字を見る限り減少の一途を今、たどっているような状況でございます。⑤リサイクル率、こちらに関しましては微増

微減を繰り返しながらでございますがほとんど一定で、目標値には現在届いていない状況です。⑥最終処分量については、中間目標値と近似値まで来ているので、このままの推移であれば目標達成も可能と推測できます。

では、各目標項目の詳細、主にはなんですけども、他都市との比較というのを見ていきたいと思います。なお、指定ごみ袋による効果の他都市比較というのを現時点では行っておりません。各市の統計が令和5年度までしか出ておりませんので、次年度には比較が可能になるかと思います。

先ほどの表では、芦屋市だけでどう推移してきたかを比較させていただきました。続きましてなんですけども、では阪神間や全国、兵庫県と比較したときの芦屋市の立ち位置というのを見ていただきたいと思います。他都市との比較①というページです。これは一般廃棄物処理実態調査という国が行っている調査の結果を基に、1人1日当たりのごみ排出量の推移を追ったグラフでございます。阪神間と神戸市をモノクロ、全国を緑、兵庫県を青、芦屋市を赤で落とし込んでいます。ここから分かるように、ごみ排出量につきましては全体的に見ても減少の傾向でありますけれども、芦屋市の排出量、赤いところ、こちらに關しましては、いまだ神戸市を除く阪神間や全国、兵庫県平均よりも高い値となっているというところが分かります。

次のページです。こちらは1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移を追ったグラフです。先ほど同様、阪神間と神戸市をモノクロ、全国を緑、兵庫県を青、芦屋市を赤で落とし込んでいます。コロナ禍以降、家庭系ごみ排出量は全体的に減少の傾向でございます。10年前からの減少率で見ると芦屋市がかなり減っているということでトップなんですけれども、令和元年度までは芦屋市、こちらに關しても阪神間で見ると最も悪い値で推移をしておりました。その後は三田市と抜きつ抜かれつという感じなんですけれども、いずれにせよ全国平均、兵庫県平均よりも常に悪い状態となっております。

次のスライドです。他都市との比較③阪神間における事業系ごみ量の推移ということで、こちらも阪神間をモノクロ、芦屋市を赤で落とし込んでいます。なお、神戸市につきましては数値が大き過ぎるので削除しております、全国、国に關しましては、国は平均値ではなく合計額でしか値がなかったため、今回含めておりません。これを見ると、10年前と比較すると幅はあるものの、事業系ごみはどの市においても軒並み減少しております。各市とも事業所の規模が異なるので、もちろん母数が大きい

ところは削減できる幅も持っております。これに関しては事業活動の特性にもよるため、各市で異なるのは仕方がない部分があると思われます。

次のスライドでございます。他都市との比較④、こちらは集団回収量のグラフです。阪神間と神戸市をモノクロ、兵庫県を青、芦屋市を赤で落とし込んでいます。1人当たりの集団回収量につきましては、阪神間においてやはり減少の一途でありますけれども、兵庫県、全国でも同様の事象となっております。どこも減少しているのは変わりないんですけども、その中でも芦屋市の1人当たり集団回収量というのは阪神間で比べると最も多い値となっております。集団回収、頑張っているんだなという印象を持つていただければと思っています。

次のスライドになります。参考につけさせていただいている再生資源集団回収の項目別の推移でございます。こちら、芦屋市における推移なんですけれども、赤字に注目していただきたいのですが、やはり新聞紙や雑誌の下がり幅というのがものすごいことになっております。ほかは微増微減を繰り返しているんですけども、新聞紙、雑誌の下げ幅がその他の項目を飲み込んで総量も引き下げているような状況になっております。こちら、参考程度に見ていただければと思います。

次のスライドです。他都市との比較⑤ということで、続いてこちらはリサイクル率の推移のグラフです。阪神間と神戸市、モノクロ、全国、緑、兵庫県、青、芦屋市を赤で落とし込んでおります。10年前と比較してもほとんどが現状維持、または減少しており、唯一川西市だけが増加しているような形になっております。この川西市なんですが、平成28年度、29年度でリサイクル率が大きくアップしているんですけども、その要因として、灰の溶融処理を行い始めたためということで、その要因により上がっているということです。ただし、課題が多いようで、この溶融処理、灰の溶融炉の廃止というのも今後予定しているということで、そうなるとリサイクル率がまた下がっていくだろうというところでございます。

芦屋市は阪神間でも真ん中ぐらいなんですけども、県平均よりも高いけれども、全国からはかなり低い状態となっております。ちなみにこの中で最も高いのは宝塚市さんになるんですけども、草木のリサイクルを実施していることが大きいかなと思われます。

続きまして、他都市との比較⑤で、令和5年度リサイクル率の兵庫県内の市町比較ということで、県下での芦屋市の立ち位置について見ていただければと思います。令和

5年度においては41市町のうち20位となっており、大体真ん中ぐらいにはなっております。またリサイクル率1位、2位となっている神河町と市川町のリサイクル率の高さについてなんですけども、両町は一部事務組合で運営しており、可燃ごみをRDF処理しており、焼却設備がないとのことで、可燃ごみを裁断し、乾燥・石灰で固形化、ペレット（固体燃料）として出荷しているとのことでございます。ただ、そのペレットの利用先を探すのにもやはりちょっと苦労しているということで、現在進めているごみ処理施設の建て替えに伴って、令和10年度以降はごみの処理方法がRDF化から焼却へと変更になるようで、その後、こちらも恐らくリサイクル率というのではなくと思われます。

続きまして、他都市との比較⑥、阪神間における1人当たり最終処分量の推移ということで、最終処分量の推移を示したグラフになります。全国や国は平均値でなく合計額でしか値がなかったため、今回含めておりません。見ていただくと分かるように、どの市においても最終処分量は確実に減っており、芦屋市についても減少傾向ではあります。ただ、次のグラフを見ていただいたら分かるんですけども、こちらは最終処分量の兵庫県内市町比較ということで、減っていると申し上げましたが、県下で比較すると灰の量、非常に芦屋市、多いのが、これ見ていただいたら分かるかなと思います。かなり下位のランキングのほうに位置しているような状況になっております。

以上でこちらの他都市との比較等々、見ていただいたんですけども、続きまして、資料2、こちらのA3の裏表の資料を御覧いただければと思います。スライドのほうには映しませんので、紙のほうで見ていただければと思います。

こちら、今まででは目標項目に係るデータというのを詳細に御説明させていただきました。続きまして、このA3裏表の資料2につきましては、現計画、こちらも先ほど提示いたしました現計画17ページに今後の課題というものがあるんですけども、今後の課題をベースに現在まで取り組んできた施策の内容や数値、これが出せるものは進捗状況を表しているようなところになっております。

こちらの表の見方なんですけども、ナンバー1の一番上のところで言えば、家庭系燃やごみ排出量の削減という取組内容がございまして、それに対して紙ごみの削減という課題が組まれておりました。実施した施策は割愛しますが、御覧のような関係施策を実施してまいりました。現計画の目標項目にもございます1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を1つの評価指標として考えると、令和2年度時点は549.9グラムであつ

た数字を、令和8年度には473.5グラムにする目標値を掲げており、令和6年度末時点の値が470.9グラムとなっており、先ほど御説明させていただきましたとおり、既に達成している状況になっております。

一方で、燃やすごみにおける紙類の割合という評価も見れるかと思います。こちらについては現計画で特に目標値という形では定めておりませんが、令和3年度と令和6年度を比較したところ、割合としては微増しているような状況となっております。

項番2についてはプラスチックごみの分別検討でございます。現在進行中の施策でございますので、こちら、評価等は行えない現状ということで書かせていただいております。

項番3については資源化の促進という取組内容に対して、紙ごみの資源化促進という課題がございます。これに対して資源化施設処理量の内訳による紙資源搬出量の目標が現計画の47ページに記載がございます。これによると令和8年度の目標値が年1,660トンですが、令和2年度の数値からこれは増えることなく減少してしまっている状態でございます。下の集団回収における紙資源回収量においても同様ですが、紙自体が減ってきてるので、この数字を上向きにすることがなかなか難しくなってきております。

項番4につきましては、集団回収登録団体の増加です。目標値としては設定はあります、団体数については増えたり減ったりを繰り返しながら減少傾向にあります。集団回収量については、先ほど見ていただいたとおりでございます。

項番5につきましては、最終処分量の削減に対するごみの減量化推進。こちらは先ほど見ていただきました1人1日当たりのごみ排出量や最終処分量を目標値としており、おおむね好調に推移しております。施策についても様々、御覧のように展開しております。

項番6、ごみの再生利用の促進。こちらは先ほども見ていただいたリサイクルに関することです。様々な施策がございますが、直接的なリサイクルに関する事、リサイクルを促す啓発的な施策とございます。特に後者のリサイクルを促す啓発的な施策につきましては、継続的に根気強く実施していくことが重要で、すべてやめてしまったらやめたでリサイクル率の悪化に拍車をかけかねない非常に難しい部分ではございます。

続いて、裏のページになります。項番7、事業系排出者責任の徹底に関する排出者責

任の啓発・指導という課題ですが、こちらについては事業者意識調査における家庭ごみステーションの利用率というのを前回の意識調査を基に数値として出しております。今回の意識調査についても、この割合を調査し、比較できればと考えております。

項番8、事業系燃やごみ排出量の削減に対する分別の促進という課題でございます。こちらは目標値としてもございましたが、画一的な施策を実施できないものの、草の根活動的に対応し、少しづつ目標に近づいているところです。

項番9、中間処理施設の整備に係る新施設整備計画の推進でございますが、現在、新施設整備の検討を進めているところでございます。詳しくは本日の会議の後段で御報告がございます。

項番10、プラスチック製容器包装の分別検討という取組内容に対する新施設整備に合わせた検討ですが、プラスチックの分別を行っていくに当たって、必要な施設・設備を考えていこうというものでございまして、これも現在検討中のものになります。

項番11、安定したごみ処理を行うために、ごみ出しルールの啓発・徹底が必要だという課題です。こちらは現在、様々な媒体を駆使して取り組んでいる途上でございます。もちろん部屋の中からの啓発だけでなく、違反ごみがあれば現地等にも出向き、啓発・指導も行っております。

項番12、新施設整備に合わせた安定運用でございますが、新施設の整備に限らず、現時点で対応しておかないといけないことがあります。1つはリチウムイオン電池やカセットガスのような危険ごみによる火災防止。もう一つは、災害時や水銀のときのような焼却停止時に備えるリスクヘッジです。前者の危険ごみ対応については、様々なツールを活用した啓発、出前講座やイベント時に啓発を兼ねた臨時回収の実施などを行っております。後者の予見されるリスクの問題に対しては、阪神間での協定や民間との協定を締結し、備えているところです。これも結んだだけで特に何もしていないでは意味がないので、年に1回は顔合わせの上、意見交換等を行いながら、より実態に即した取組にできるように協議を重ねているところでございます。

項番13については、ごみに関する情報提供という内容に対し、新たな啓発方法の検討という課題でございます。例えば先ほど出ましたリチウムイオン電池の啓発なんかは、特に若い学生さんがよくハンディファンとかワイヤレスイヤホンというものを使っておられます。でも捨て方が分かっているのかということもあります。動画での啓発を行ったりしながら、ターゲットを意識した啓発というのを取り組んでいるところです。

ろでございます。

項番14、市民・事業者の求める情報提供。こちらについては、まずは意見の吸い上げがないとどうしようもないということで、出前講座やイベントで実際のお声を伺いながら啓発につなげておりますし、リチウムイオン電池がニュースで取り上げられたときには特にそうなんですけど、電話でのお問合せが急増しました。こういった知りたい需要に対して、ホームページやSNSで早急な対応、時間のロスはあるものの、広報あしやで電子媒体を苦手とする方々に向けたお知らせを発信しております。また、事業者に関しては、スリム・リサイクル宣言の店という市内の資源化に関する協力店舗さんにアンケートを毎年実施しており、現状の把握に努めているところでございます。

項番15、家庭ごみステーションのごみ出しルールの徹底にございますごみ出しルールの啓発・徹底に関して、御覧のような施策を実施しているようなところでございます。

ここまでが現計画にて取り決めていた課題で、項番16から18に関しましては計画策定後の審議会の中で年度の実施計画を定める際、今申し上げた上記には含まれない課題として挙げられていたものを抜粋しております。それぞれ、指定ごみ袋のこと、危険ごみによる火災撲滅のこと、リサイクル事業のことなどが挙がっております。なお、火災件数については記載のとおりとなっております。

本資料の説明につきましては以上でございます。

続きまして、資料3を御覧いただきたいと思います。資料3につきましては、事前にメール等々で昨日お届けさせていただいたんですけども、本日お手元に御用意させていただいている2つの資料になります。芦屋市一般廃棄物処理基本計画改定に関するアンケート調査（案）ということで、市民用と事業所用がございます。

こちら、今回のメインの内容となります。今回実施する意識調査についてですが、先ほどの課題を再確認する意識調査であり、新たな課題を抽出するための意識調査でもあります。そのため、本審議会におきまして、今後の課題を意識した意識調査の内容というのを御審議いただきたいと考えております。

それでは、順に説明をさせていただきたいと思いますので、まずは市民対象意識調査を御覧いただければと思います。今回計画を策定する上で、市民の意識を確認するために、市民意識調査ということで実施させていただきます。あくまで今後やっていく

ことの課題把握の位置づけがメインで、そういった視点から設問を配置しております。特に設問が多くなれば回答いただける数というのがどうしても減ってしまうと考えておりますし、市民調査についてはできれば8ページには抑えたいとは考えております。

また、こちらの表のところ、インターネットによるオンライン回答であったり、あとは希望者への英語版調査票配付の旨であったり、アンケート対象件数。あとは個人が特定されないですよ、大丈夫ですよというところの旨等々を市その他部署で行っている調査票と一定、合わせながら体裁を整えていく予定でございます。今回には反映が間に合いませんでしたので、申し伝えていきます。

では、実際の内容のほうを見ていただきたいんですけれども、開いていただきまして2ページ、こちらにつきましては属性を聞いております。こちらにつきましては前回行った意識調査とほぼほぼ変わっておりませんので、このような形で前回同様聞いていくような形で考えております。

内容、問2のところで、あなたのごみについての意識や考え、取組についてお聞きしますということで、これもほとんど前回と変わりなくさせていただいているところなんですが、3ページにわたりまして、(3) 興味や関心があるごみの減量化やリサイクルなどの取組を教えてくださいということで、市民の関心が深い分野を推進していくために、こういったところで興味、関心がある取組というのを聞いていこうかなというところで考えております。選択肢についてはこれが全てではないので、選択肢の幅というのはこれ以外にもあり得るかなと考えております。

2番、あなたは指定ごみ袋を導入したことにより、分別の意識が高まったと感じますかということで、これは前回では指定ごみ袋を導入する前のアンケートということでございましたので、その後、指定ごみ袋導入の効果として意識の変容というものを調査したいと考えております。こちらの選択肢につきまして、もともと意識が高かった方と、指定ごみ袋を契機に意識するようになった方と様々おられると思いますので、このような選択肢にさせていただいております。

下のほう、行っていただいて、3、4、5は特に前回同様、聞かせていただきたい内容でございまして、問3、食品ロス・廃食用油についてお聞きしますという項目ございます。これ、1番、食品ロスについてお聞きしますということで食ロスの言葉を知っていますかということで聞かせていただきます。次期計画、次に策定しようとしている計画には食品ロスについて、現計画よりはボリュームを多く盛り込みたいと考え

ております。なので、打てる施策として今後何かを考えていくとして、その何が課題なのかというのは探っていかないといけないのかなということで食ロスについてちょっと設問を多くしているようなところでございます。

(2) については前回も聞いていたところなんですけども、次のページになります

(3) で、あなたの御家庭ではどのような食品ロスが発生していますかということで、食べ残し、手つかず食品、過剰除去といったようなところの設問で把握をしていきたいと考えております。

(4) 番のあなたが実践している食品ロス対策はありますかということで、こちらも前回令和2年度にやった調査に含まれていたんですけども、ちょっと選択肢の内容をアップグレードしているところでございます。フードドライブについてはこちらということで、フードドライブって何かなど気になった方は、こちらのQRで見ていただくような内容でございます。

2番、家庭から出る廃食用油のリサイクルについてお聞きしますということで、こちらから新しい質問になっております。令和7年度から家庭から出る廃食用油のリサイクルという事業を始めております。具体的には市役所や協力いただける事業所さんに油の回収ボックスを設置させていただいて、そちらに家庭から出る天ぷら油等々をペットボトルに移し替えて持ってきていただいて回収ボックスに入れていただく。そしたら回収業者が回収してリサイクルをしていくというような事業を展開をしております。こちら、いろんな広報とかもやっているんですけども、現状の実態というのを調査していきたいなと考えております。(1) 番については、まず皆さん、どういうふうに処理していますかということを伺っております。(2) 番は今申し上げた事業、こちらの事業について利用したことがあるかどうか。(3) 番で、じゃあ利用したことがない方はどういった理由から利用したことがないのかというのをお伺いしながら、今後の取組の課題というのを調査していこうかなと考えております。

次のページになりますて問4番です、ごみの分別についてお聞きしますということで、1番のほうにざつといろいろ選択肢が書いております。こちらは資源ごみとしてリサイクルできるものですが、燃やすごみとして出すことがあるものというのをお答えくださいということで、1から12は紙、雑紙等々を細分化して書いているようなところになってまして、それ以降は紙資源も含まれておりますが、ペットボトルや缶とか、いわゆる資源ごみに関して書いているようなところになっております。

2番は前回同様で。

問5、リチウムイオン電池のごみの出し方についてお聞きしますということで、これだけリチウムイオン電池が騒がれておりますので、今の市民の排出実態等々について調査をしていきたいと考えております。そもそもリチウムイオン電池ってどんなものに含まれているのかということを皆さん、御存じかどうかというのを伺って、じゃあごみとして出す場合、どのようにして出していますかということを聞いてまいりたいと思います。

こちら、芦屋市のほうも危険なリチウムイオン電池の排出について周知啓発等々を行っているんですけども、それがどこまで浸透しているのかというのを把握するための調査でもございます。

問6、再生資源集団回収についてお聞きしますということで、こちらは前回もございましたのでそのまま流用させていただいているような内容になっております。

次のページ行きまして、問7、ごみ減量や資源化に関する情報についてということで、「さんあ～る」というごみ分別アプリ、こちらを令和6年4月に導入開始しました。もちろん前計画を策定している段階ではこちらはまだスタートしておりませんでしたので、これを使っているのかどうかというところを、知ってるのか知らないのか、使ってるのか使ってないのかというところを調査したいなと思っております。

2番のところで、じゃあ皆さんのが使っておられるツールは何で、どういうところから情報を取得されておりますか。市民の方によっては、もしかすると分別に関するごみ出しの曜日に関する事、あるいはイベント情報とか、その都度、ツールを変えて情報を取得されている可能性もございますので、それぞれに対応してどんなツールを使っているのかというのを聞きたいと考えております。

3番で、どのような情報をもっと知りたいですかということで、こちら、特に先ほどA3の紙で申し上げた中での課題に、市民、事業者が求める情報提供という課題がございました。情報の収集をまずはしないといけない。こちら、意見の吸い上げをまずは芦屋市のほうもしないといけないということもございますので、じゃあ市民の方がどういう情報をもっと知りたいのかというのをちょっと聞いていかないといけないかなというところで、こういった設問をつけさせていただいております。

次のページになります。問8、プラスチックの分別についてということで、この審議会の中では答申を得ましてプラスチックの分別をやっていくということは決まってお

りますけれども、市民の方にはまだそういったことの周知徹底というのができておりません。この計画の中でプラスチックの分別について、まず一般的な説明、ゼロベースであろう市民の方に対して一般的な説明を、こちら、上の段でさせていただいて、実際、市民の関心度、今どう思ってるのであれば、というのを聞いてまいりたいと思っております。見ていただいたら分かるように、一般的なことしか今、上のとこには書いておりません。容器包装プラスチックとか製品プラスチックがあるよということであり、リサイクルの必要性があるよとか、法律がこういうものがあるよということで、いろんな自治体が今、急激にリサイクルに取り組んでおられるよと。どんなものが容器包装プラスチックなのか、製品プラスチックなのか、なじみがない人には分かりにくいと思いますので、他市の分別例とかも書かせていただいているような形になっております。

じゃあ実際の設問はと申し上げますと、まず数年内にプラスチック分別・収集の実施に向け現在検討中でございますと。プラスチック分別に対して関心はありますかということで、市民のこの問題への関心度をまず調査させていただこうと思っております。

2番で、プラスチック分別をすることになった際に、あなたは分別をどの程度できると思いますかということで、実際やるとなったらどうかというところも今の段階で聞けるかなと思っております。

3番、プラスチックを分別することについて、あなたがいいと思う事柄を選んでくださいということで、この設問の3番から4番、5番で、市民個人のプラ分別への思いというのを調査したいなと思っております。こういうことだからプラスチック分別、やらないといけないのかな、こういうことはいいよね、逆にプラスチック分別やってもいいと感じることはないよねというようなところも意識として伺えればなと思っております。

4番も同様の話で、4番は逆のほう。

5番はプラスチック分別の実施は、市民の分別意識向上につながると思いますかということで、あなただけではなくて、全体的にどうでしょうかということで聞くような内容になっています。

続きまして、次のページ、8ページで、プラスチックの分別をしていくに当たって、知りたい情報等があれば教えてくださいということで、こちら、今後行っていくであろう説明会であったり、啓発であったり、こういったものにつなげるために、市民は

どういった情報が欲しいのかというのをこの場で聞こうかなと考えております。

7番で自由記述で、ほかにございますかということで考えておりまして、全体を通して問9で自由意見を聴取するような形で現在考えております。

こちらが市民の意識調査になります、すみません、長くて申し訳ありません、最後、事業者のほうの意識調査になります。こちらを開いていただければと思います。

事業者の意識調査についてですが、実際、1ページのほうを開いていただければと思います。こちらについても前回から踏襲してきている内容については、説明をちょっと割愛させていただこうかなと思います。問1については、先ほどと同じように属性を伺っております。

問2、ごみの処理責任についてお聞きしますということで、1ページと2ページにわたっているんですけれども、こういった事業所の責任というのがあるんですよというところを示しております、1番、あなたの事業者は上記に定められた事業者の自己処理責任や廃棄物の減量の責務などについて知っていましたか。また、それぞれを実行されておりましたかということで、知ってる知らないというのは実は今まで聞いていた内容なんですけども、できているかどうかというのは聞けてなかつたんですね。また、項目によっては答えが異なる可能性がありましたので、例えば自己処理責任は知ってたよとか、廃棄物の減量については知らなかつたよとかというところで細分化して回答できるように編集をしているようなところでございます。

2番、上記表の(2)、各項目のいずれかで「b、c」を選択された方にお聞きしますで、やってない方に関しまして、その理由をお伺いするような形、自由記述で書いております。

3番、こちらも令和5年10月に事業系ごみについても中身の見える袋での排出に御協力をいただいているようなところでございます。これによってあなたの事業者では分別の意識が高まりましたかというところを聞いております。

問3番、事業系一般廃棄物の処分方法についてお聞きしますということで、2ページから3ページにわたって書かれているようなことになっております。

こちらについては特に注意すべき点はございませんが、特出しで古紙のごみ出しについてというのを3ページの終わりから4ページにかけて質問をしているようなところでございます。数値からも出ているように、燃やすごみに混入されている紙ごみというのが割合として多いぞという課題がございますので、それについて何か課題の対応

策を練れるような情報がここで収集できればと考えておりますので、特出しで古紙のごみ出しについてということで設定させていただいているようなところになっております。

4ページの問4、市民からのごみの回収等に関してお聞きしますということで、こちらも前回もあった内容ではあるんですけども、市民の方が無料で持込みできるような品目が事業者さんでもあるのであれば、それを教えてほしいと。行く行くは芦屋市のほうでそういう事業者さんをリスト化して、市民の方に御提示をするということをできればいいなと考えております。最後、お願いということで、本アンケートは無記名のため、御協力いただける事業者様におかれましては、表紙に記載のお問合せ先まで御連絡くださいということで、掲載を望むのであれば、そういう方々の情報を収集していきたいと考えております。

問5、食品ロスについてということで、こちらは先ほど申し上げましたように、食品ロスについてボリュームアップしていきたいと思っておりますので、事業者様のほうにも食品ロスについてお伺いしたいと思っております。そもそも日頃、食品ロス発生してますかということと、発生してるのであれば、どういった種類のものが発生しておりますかということでお伺いをしたいと思います。5ページにその選択肢がいろいろと書いております。

2番で、じゃあ食品ロス、あるかもしれないけれども、食品リサイクルの取組はしてるのかどうかということで、取り組まれている場合、どういった取組内容かを教えてくださいということで書かせていただいております。

あと3番、4番は前回もあったところになるんですけども、てまえどりや食べきり運動等、食品ロスの取組というのを実施されているか。実施されている場合、紹介していいかどうかというところの話で、先ほどと同じように紹介オーケーであれば事務局まで御連絡をくださいということで書かせていただいております。

問6、情報の取得に関してお聞きしますということで、かねてからやはり事業者のようにこちらの啓発というのが届いてないんじゃないのか、あるいは事業系ごみハンドブックを作ったものの、なかなかそれを読んでいただいてないんじゃないのかというところも課題としてございましたので、例えば事業系ごみハンドブックを見たことがあるかどうかというところもお伺いをしたい。事業系ごみに関する情報は、じゃあどのように取得していますかというところの情報も収集させていただいて、今後の施策になげられるように、ヒントをここで得たいなと考えております。

3番で情報を得るために、上記以外にどういった手段やツールがあれば望ましいでしょうかとあるんですけども、我々が考えてないところで、もしかしたら良いツールがあるかもしれませんので、そういうもののヒントとして得られるのであれば、ここで得たいと考えております。

最後、6ページになって、自由意見を聞いて、おしまいという形になっております。すみません、長い説明になりましたけれども、以上になります。

(井上会長)

どうも藤岡さん、ありがとうございました。

初めに、事務局から御説明ありましたように、今回実施する意識調査について、こういった説明があったほうがいいのではないかとか、この聞き方は変えたほうがいいのではないかなど、委員の皆様の御意見を伺えたらいいと思います。基本的には今後の芦屋市の課題を探るための意識調査という視点で御確認いただければと思っております。何かこうしたほうがいいとか、こういうのを加えたほうがいいとか、そういうのがありましたら挙手していただけますか。山口さん、どうぞ。

(山口委員)

山口です。3点ほどあります。

アンケート、普通取るときには仮説の検証というのが大前提なんですよ。ある自分たちが立てた仮説を正しいかどうか、合ってるかどうかを調べるための通常はアンケートを取るんです。何も分からぬから、これ知ってるかどうか聞くんじゃなくて、自分たちの仮説というのをまず置いて、それが市民の皆さん、事業系の皆さんにこの仮説を証明していくというのが通常のアンケートのやり方であって、まずその仮説というのはどんなふうに立てておられるのかを確認したいのが1点。

2点目。2点目は実は私の資料があるんですけども、東京ガスと東京家政大学が一緒にアンケートを取ったんですね。そのアンケートの結果、何が問題だったかというのは出てきたんです。昨日、利用者の会で、そのセミナーをやったんです。何が問題かというと、ごみを減らしたいが方法が分からないというのが4割いたんですね。だからこんな方法知っていますかじやなくて、知っていますかと、ごみを減らす方法、またはどんな実践をしてるんですかと聞くのが一番最初にあって、それが東京の場合は1,200

人の母集団だったんですけども、4割の方が知らなかつたと、気持ちはあるというところで、その辺の聞き方を最初にされると、次の手が打ちやすいかなという気はしてます。

早速、昨日は、大体20ページぐらい、ここにあるんですけども、それを基にごみをなぜ減らさなきやいけないのか、どうしたらいいのか。芦屋市のデータを含めたら、まず一番は水分を減らすと。それから紙を何とか資源ごみへ持っていく、この2つを徹底的にやりましょうということで、最終的には個人で自分の計画を立てるという、紙に書くというところまで昨日はやつたんですけども、そういう講座も必要かなと思ってます。これは2番目。

3番目、ちょっとアンケートから離れますけども、指定ごみ袋を入れたときに、たしか10月に私たちがここで聞いたのは、8%ぐらいごみが減りましたよと、何かそんな聞いたような記憶があるんですけども。じゃあ1年たってどうなんだというデータがちょっとどこにもなかつたんで、その辺がもし御存じであつたら教えてほしいと。この3点お願いします。

(井上会長)

ありがとうございました。今の山口さんの御意見に対していかがでございますかね、藤岡さんか藪田さんか。

山口さん、その冊子ですか、示していただきました、東京ガスの。

(山口委員)

必要であれば、これお渡しします。

(事務局 藤岡)

御質問ありがとうございます。仮説につきましては、もちろんアンケートを取って、計画に落とし込んでいくまでには仮説というものは何となくこういったものが答えであろうというところで考えていくんですけども、現段階でそれを何か公表するというところまでは今、立てておりませんでございまして、またこちらについては考えさせていただきます。

2点目の今の東京ガス等とのお話につきましては、こちらもよく読ませていただいて、

参考にさせていただけるところがあるならば、アンケートに盛り込めればとは思いますが、ちょっとよく見させていただければと思います。

指定ごみの8%減ったというのは、恐らく去年の10月の段階でお話をさせていただいた内容かなと思います。11月の広報あしやで、皆さんのおかげでこれだけ減りましたよということで御提示をさせていただいたかなと思っております。導入2年前と、導入2年後の比較をするということですので、令和7年度が終わったときの数字で比較というのをお示ししようかというところで考えております。

(井上会長)

ありがとうございました。だから、今、山口さんが冊子をそちらのほうに御提供いただいたんで、もしか利用できるようなものがあればまた活用していただければと。

ほか、いかがですか。どうぞ、岡田さん。

(岡田委員)

すみません、アンケートの数ですけど、聞き間違えじゃなければ2,500とおっしゃつてたと思いますが、一般市民の方と事業所の方の内訳みたいなのは決まってるんでしょうか。

(事務局 藤岡)

ありがとうございます。アンケート、先ほど申し上げた2,500というのが市民対象が2,500で、事業所におかれましては2,000を対象としたいと考えております。なので、合計4,500のアンケートを発出する予定です。

(岡田委員)

すみません、事業所向けの4ページの問4のところなんですけども、問4、1で、市民の方が貴事業所に無料で持ち込み（回収）できる（されている）品目があれば教えてくださいとのことですが、もしこれが行われてたら市の計画外の処理がされてるということになるんですけど、そういう意図で聞いてらっしゃるんでしょうか。

(井上会長)

いかがですか。

(事務局 藤岡)

現在も店頭回収などがございまして、例えばスーパーの軒先に食品トレーとか、そういったもので回収されているようなところもございますし、そういったところから資源になり得るもの、そういった取組をされているのかどうかというところをお伺いしたいなというところでございます。

(岡田委員)

リサイクルに貢献しておられるという意味合いでということですね。

(事務局 藤岡)

そうですね、はい。

(岡田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(井上会長)

ありがとうございます。

じゃあほかに何かございましたら。桑田さん、どうぞ。

(桑田委員)

先ほどの岡田委員と近しいんですけども、2,500という数字は少ないかなと思うんです、一般の方向けに9万人いるんですよね、芦屋市。家庭数で言ったら何家庭、3、4万家庭ぐらいですか、に対して2,500って何かすごい少ないなと思ったのがまず1点と。

逆に芦屋市内の商工事業者が兵庫県の経済センサスで2,500から3,000ぐらいに対して2,000件ぐらいの内訳でしょう。2,000件はどうやって配るのかな。仮にうち、商工会とか1,000ちょっと、千数十件とかあるんで、うちにこれをくれれば、少なくとも

1,000件には出せるけど、残りの1,000件はどうやって出すつもりだったのかな、ちょっとまず一回お聞きしていいですか。

(井上会長)

いかがですかね。

(事務局 藤岡)

ありがとうございます。まず市民対象の2,500が少ないんではなかろうかという御意見なんですけども、こちら、統計的なところの話でいきますと、十分2,500でも数字としては適正な統計が取れる数値となっておりまして、他部署のこういった計画策定のためのアンケートとかも見ますと大体2,000から2,500というところの数値でやっておりますので、そういうところも参考にしながら組み立てているのと、あとは前回かなり回収率がよかつたと記憶していますので、十分な数、母数は獲得できるのかなというところで考えております。

もう一点、事業者の2,000件につきましては、こちら、N T Tの電話帳やったかな、タウンページに掲載されている事業所さんというのを抽出させていただいて、その住所等々に送らせていただくというところで、約2,000件というのを抽出できるというところで伺っております。

(桑田会長)

ありがとうございます。ウェブとかも使うんであれば当然掲示いただければ、1,000件の商工会の団体にもお配りできますし、電話帳から抽出して、商工会員じゃない人いるのでいいと思うんですけど。ただ、事業者というと分かりやすいお店を併設しての人も一事業者だけど、不動産賃貸業とかマンションの一室でやってる人も一事業者でカウントされますよね。その辺りの区別がなかなかに難しいんじゃないかなというのは思うんですが、まずは聞いてみて、今の現状把握と言うんなら、そこまで細かく事業者を分けなくてもいいかなと思うので、まず一旦、それで聞いていくところからスタートすればいいかなという感じです。

ただ、あともう一点のやつ、事業者のアンケートの中身で、意識が変わりましたかみたいなのがありましたね、どこだったかな。

2ページですかね、変えたことによって意識するようになったか変わらないか、これ、変わらないは2種類あると思うんですよ、もともと意識が高くて変えたけど変わらないのか、もともと意識が低くて、変えたけど低いままなのかという、この2パターンがあるなと思うので、この1、2、3の設問、ちょっと不足かなと思うんですけどいかがでしょうか。中身の見える形、袋での排出に協力いただいてますが、もともと高くて変わらないのか、中身が見える袋に変えてもやっぱり低いままなのかというのは設問の答えを増やすことは難しいですか。

(事務局 藤岡)

ありがとうございます。実はそちらに関しては我々もこの選択肢を練るときに結構悩んだところでございまして、もともと意識するようになったか、別に変わらないかという二択だったんですけれども、いや、でももともと意識高い人もいるだろうという話もありまして、じゃあそういう人たちのために、さらに意識が高まったというのをつくったんですけども、今、委員おっしゃるように、変わらないほう、下のところでの話も多分あるかなと思いますので、再考させていただきます。

(桑田委員)

ありがとうございました。

(井上会長)

ほか、何かございましたら。どうですかね。千田委員、何かありますか。

(千田委員)

聞き逃してたかもしれないんですけど、全部紙ベースですかね。ウェブでも御自宅でいけるのか、今回はどうですか。

(事務局 藤岡)

ありがとうございます。紙でまず配させていただいて、回答は紙でもオーケー、ウェブでもオーケーという形にさせていただこうと思っております。

(井上会長)

すみません、ちょっと私からお聞きしたいんですけど、これはアンケートは一応、こういうアンケートをやる業者ありますよね、そこに委託してやるという形なんですかね、これ結局。

(事務局 藤岡)

アンケートの作成はコンサル業者と一緒につくるんですけど、実際の郵送であったり、封入とかであったりはこちらのほうでさせていただく予定です。

(井上会長)

ああ、そうなんですか、分かりました。

ほか、いかがですか。

(橋本委員)

2,500はもう無作為なんですか。

(事務局 藤岡)

18歳以上で無作為抽出の予定です。

(井上会長)

多田委員、何かありますか。

(多田委員)

人口は9万人ですけど、世帯数ってそんなにいないんですよね、世帯数。

(事務局 藤岡)

世帯数、約4万5,000です、半分ぐらい。

(多田委員)

4万いるんですか、そうですか。

それと、1つ、事業所というと、僕にしてみたらもうあらゆる事業があるじゃないですか、近所の八百屋さんから、何か大きな100人も200人も従業員抱えてる会社から、そういうところというのは同じ質問が行くわけですか。

(事務局 藤岡)

同じ質問が行きます。

(多田委員)

そうですか。いや、分かりました。

(井上会長)

ということで、一通り言っていただきましたので、市のほうでちょっとまとめていただけたらしいと思います。

そういたしましたら、続きまして、芦屋市環境処理センター施設整備について移らせていただいてよろしいですかね。

じゃあ事務局のほうから次の議題に関しまして説明をお願いいたします。

(事務局 荒木)

施設係長の荒木と申します。よろしくお願いします。座って説明させていただきたいと思います。

1の施設整備の基本計画について、検討委員会の開催状況です。第1回から第6回までは議題等の欄に記載のとおり、これまでに報告をしております。こちらの裏面に移っていただいて、第7回から第11回も報告済みですので、本日は第12回、5月28日の開催内容について報告します。

議題の1つ目、環境処理センター運営協議会からいただいた意見等につきまして、資料4をお願いします。

まず、施設計画、神戸市との広域処理に関する意見です。“中継施設の整備について、中継方式、運搬車両動線、臭気対策の計画内容は、ほかの自治体の整備事例の調査・研究も行いながら検討してほしい。”との意見があり、“中継方式については複数の方式の比較検討を行い、経済性やパイプライン施設との接続の容易性等に基づき、[既存

ごみピット改造方式]を採用することとしています。運搬車両動線につきましては、プラットホームへの車両軌跡の確認も行っており、運搬車両へのごみ積込み作業や運搬の時間帯の設定も含め、検討を進めていきます。”と回答をしています。

次に、“神戸市への運搬車両は、1日当たり何台の運行を考えているのか。また、車両が通行する阪神高速湾岸線について、南芦屋浜地区内で防音壁の未設置箇所があるため、市から阪神高速に対し防音壁の設置を要望してほしい。”とのことであり、“1日当たり15台程度の運行を想定しており、防音壁の設置要望については環境行政を所管する部署に伝えることとします。”と回答をしています。後日、所管である環境課にご意見を伝えたところ、環境課のほうから、阪神高速道路株式会社様に“今後整備が予定されている名神湾岸連絡線や大阪湾岸道路西進部が供用開始されることで、5号湾岸線の交通量の増加が予想される。これらの影響により交通環境に著しい変化が生じ、環境改善が必要になる場合は遮音壁等の設置等の適切な対策をされたい。”との要望を提出しているとのことでした。

次に、ごみ分別の徹底に関する意見もありました。2つ目の項目、多面的価値。“リチウムイオン電池やスプレー缶の混入に起因した火災が発生している。廃棄物処理施設は、火災等危険な状況の発生も想定されるため、多面的価値の創出に当たっては安全の確保を考えてほしい。”との意見があり、処理施設での火災が発生し、設備が損傷し、長期にわたりごみ処理が困難になっている事例もあり、来所される市民の方々の安全確保は重要なことであると認識しておりますので、“貴重な御意見としていただきたいと思います。”と回答をしています。また、花博会場であった鶴見緑地の整備方法やEVパッカー車導入に関する意見がありました。

次の項目、災害対策計画。“浸水対策として確保すべき安全性の目標が多段階で設定され、そのうち、“多少浸水するが施設の機能は維持される。”対象の施設として“ごみピット等”を掲げているが、浸水に伴い1つの設備が故障するとほかの設備運転にも影響する。つまり、“浸水させないことが原則であると思う。”とのことであり、“ご意見を参考に検討を進めたいと考えます。”と回答しています。

最後に、リチウムイオン電池の分別の周知についての意見がございました。

以上が運営協議会からの意見です。

次の議題、事業方針計画、資料5をお願いします。

1ページから9ページまで、前回の審議会で説明させていただきましたが、一部の表

や図を見やすく修正しています。

10ページ（1）PFI等の概要について説明します。PFIは、従来の公共事業では個別に発注されていた設計、建設、維持管理、運営の全部を、または一部を一体的に性能発注し、長期の事業として実施することであり、民間のノウハウや資金を活用して同一水準のサービスであればより安く、同一価格であればより上質なサービスを提供する手法です。

平成11年にPFI法が制定され、表6のとおり廃棄物処理施設もPFIの対象となっています。

次の11ページ、（2）国内におけるPFI等の適用状況です。表7の3つの分野、環境衛生、廃棄物処理施設を含めて113件の実績があります。

次に（3）本市におけるごみ処理事業の特性として、1）現有施設の運用と新ごみ処理施設の供用開始です。現在の焼却施設は公設民営方式、長期包括的運営業務委託により運営管理を実施しています。委託期間末である令和11年度まではこの運用を継続し、令和12年度以降は中継施設の供用開始とともに神戸市との可燃ごみの広域処理を開始する予定としています。

旧焼却施設の解体跡地に建設する新資源化施設は令和15年度からの供用開始を予定しています。

次の12ページ、2）施設整備における基本方針として、地球温暖化対策、循環型社会の形成、環境保全の目標を3つ定めています。

（4）関係する法令等の整理を行っており、1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項として、再委託の禁止・法的手続、また税制関係についても整備しています。

次の13ページ、（5）この基本計画において調査対象とする事業方式及び契約スキーム。1）調査対象とする事業方式は2段落目とおり、公設公営、公設民営の2種類、民設民営の計4つの方式としています。

2）契約スキームは、次の14ページ、表9に契約相手方と契約形態、資金調達方法を整備しています。左から公設公営、公設民営、民設民営の各方式とし、例えば公設公営での契約の相手方、設計・建設はプラントメーカー、運営業務は無く、契約形態、設計・建設は各自での請負契約となることを整理しています。

最後に、（6）事業方式の検討結果で、次回の検討委員会での説明予定項目であるた

め未定稿としていますが、最終的なまとめ方であり、総合評価を行い、事業方式を選定したいと考えています。

施設整備事業を進めていく上での財政支援制度として資料6をお願いします。

財源内訳で、一般廃棄物処理施設の整備に関する事業費は、交付金、地方債、一般財源の3項目の財源で賄うことになります。

(1) 交付金について、循環交付金と施設整備交付金の2種類があり、循環交付金は循環型社会の形成を図ることを目的とし、施設整備交付金は大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けた、平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムの強靭化を目的としています。

次の2ページ、現在計画している新ごみ処理施設の整備事業は3つです。中継施設と新資源化施設の整備工事、旧焼却施設の解体工事、これらの事業の種類・交付率は表2のとおりで、両交付金とも3分の1となっております。

次に(2)地方債。事業に必要な資金を外部から調達するための債務であり、1)一般廃棄物処理事業債として、イゴみ処理施設整備事業が該当します。そして2)財源対策債の2つがあります。

次に、(3)一般財源、交付金と地方債で賄えない費用は、市の一般財源を充当することとなります。

(4) 財源計画ですが、今回の整備事業では循環交付金、もしくは施設整備交付金を活用し、地方債と一般財源で賄うこととします。

次の3ページの図をご覧ください。総事業費は交付金の交付対象となる事業と、対象にならない事業に区分されます。交付対象事業、交付金は事業費の3分の1となり、一般廃棄物処理事業債は、事業費から交付金を除いた75%、財源対策債は15%、一般財源は10%となります。なお、事業債の50%は交付税で処置されます。

交付対象外事業費について、一般廃棄物処理事業債は事業費の75%、一般財源は事業費の25%となります。なお、事業債の30%は、交付税で処置されます。

次に、②交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率になります。(1)中継施設について、既存ごみピットに貯留した可燃ごみを大型運搬車への積替え等、廃棄物の広域処理を行うための施設です。循環交付金、施設整備交付金とともに廃棄物運搬中継施設は交付対象となっており、交付要件として、ごみ処理の広域化・施設の集約化に伴うものであるとされています。性能指針については、特記事項はなく、交付率は3

分の 1 となっています。

次、4 ページ、(2) 新資源化施設についてです。旧焼却施設の跡地を利用して新資源化施設を整備します。交付金対象とするために、性能指針を満足する必要があります。循環交付金、施設整備交付金ともに、交付対象となっておりますが、性能指針として、いろいろな条件が設定されています。

次の 5 ページ、(3) 廃焼却施設の解体。新資源化施設を整備するための旧焼却施設の解体工事です。なお、旧焼却施設に関連しない建物である、海側のペットボトル施設等の建物や、施設内の残存物の撤去・処分等は、交付対象外となります。両交付金ともに交付対象とはなりますが、交付要件としてアンダーラインのとおり、廃焼却施設の跡地を利用して、新たな廃棄物処理施設を整備する際、当該の廃焼却施設の解体事業と定められています。交付率は 3 分の 1 となります。なお、基本計画策定、また生活環境影響調査に必要な費用などについては、既に令和 3 年度から循環交付金を活用し、取り組んでいるところです。

次に、第 1 回から第 11 回までのまとめ資料、資料 7 です。

まず、第 1 回から第 8 回までの資料で、第 8 回目までは焼却施設について検討を進めておりましたので、表紙に焼却施設・資源化施設と記載しています。

続いて、もう一つの資料、第 9 回から第 11 回までの資料。第 9 回からは中継施設を追加し、検討をしています。

多くの資料となりますが、1 点のみ説明させていただきます。55 ページ、悪臭の規制基準です。次の 56 ページの表に悪臭物質による濃度規制としておりますが、検討委員会において、神戸市で導入されている臭気指数による規制をしてはどうか、また、これらの導入経緯等の調査を行ってはどうかとの意見がありました。導入経緯を確認したところ、神戸市では飲食店の臭い等の苦情があり、濃度による規制が困難な事例が増加したこと。また、神戸市の環境基本計画の方針に沿って、平成 25 年度から臭気指数による規制が始められています。この環境処理センターですが、施設内の臭気が外部に出ないような悪臭対策を施しており、悪臭に関する苦情が寄せられているという状況ではありません。また、本市の環境計画は本年度から第 4 次の計画がスタートしており、悪臭に特化した新たな取組はないものの、大きな目標として“清潔で快適に暮らすことができるまち”を掲げており、この方針のもとで、当センターにおいても日常的な悪臭対策を継続していくこととしております。

よって臭気指数による規制の導入までは行わず、資料記載のとおり物質濃度による規制基準を遵守していくことで、検討委員会での了解を得ております。

その他については説明は省略させていただきますので、また御確認等、お願ひいたします。

最後の議題、メーカーアンケート関連は非公開の取扱いとなっておりまして、資料の配付、説明は控えさせていただきますので、御理解のほど、よろしくお願ひします。

2 今後の進め方ですが、次回、第13回は11月17日の開催を予定しています。また、芦屋市環境審議会を11月4日に予定しており、生活環境影響調査の結果を報告することとしています。現状では大気質・騒音・振動・悪臭について調査を行い、今回の施設整備に伴い、その影響を予測した結果等を取りまとめたものです。

長くなりましたが、説明は以上です。

(井上会長)

どうもありがとうございました。荒木さんが説明してくださいました、ただいまの御説明に対しまして何らかの御質問、あるいは御意見等ありましたら挙手でお願いいたします。

(井上会長)

資料が厚いですからね。

いかがでございますか。ちょっと資料が厚いんで、なかなか御意見難しいかも分かりませんが。どうぞ、岡田委員。

(岡田委員)

先ほどの臭気指数を採用しない説明のところなんですけど、神戸市はいろんなところから出るやつが、この悪臭項目に合致しないことがあるので臭気指数にしましたんですけど。こちらの場合はごみ処理に係る悪臭物質って何となく把握されていて、そんな、この項目以外のものがあるようなこともないであろうから採用しませんとかいう理由のほうがずっとくるんですけど、そうとも限らないんですか。

(井上会長)

どうぞ。

(事務局 尾川)

環境施設課、尾川です。よろしくお願ひします。

神戸市はこの22項目の項目以外に臭気指数というのを環境基本計画で定めて、計測しておられます。神戸市は、飲食店等がかなりありますので、複合的なにおいてあるとか、そういうのが苦情の原因になってることもあって、そういう形でやってると思われます。芦屋市の環境計画では、特に臭気指数というのは定めておりません。22項目の物質、アンモニアであるとか、硫化水素であるとか、今現状もこの敷地境界で測って、全て基準値以内であることを地元の方々にも説明をしながら運転をしてきておりますので、このまま踏襲したいと思っております。

(岡田委員)

じゃあそういう説明をされたほうが委員の方も納得されるんじゃないかなと思ったもんで。

(事務局 尾川)

ありがとうございます。

(井上会長)

どうぞ、山口さん。

(山口委員)

山口です。

細かい話は申し訳ないですけど分からなかつたので、要は全体がどうなんかと。今、どの時点でということだけ、ちょっと全体図が見えないんでお願ひします。

(井上会長)

尾川さん。

(事務局 尾川)

全体といいますと、まず令和3度年に基本構想を策定し、3項目、地球温暖化対策などを掲げました。令和4、5、6で基本計画を取りまとめて、令和15年に最初は焼却炉と資源化施設の完成を計画しましたが、神戸市との広域化の検討に入り、スケジュールが変わり、令和4、5、6、7、今年度末までで基本計画を取りまとめることとなりました。神戸市に可燃ごみを持っていくための中継施設につきましては令和12年4月以降を目標にしております。資源化施設に関しましては、取り壊しと建設を含めて、もとのとおり令和15年4月の供用開始を目指しております。

(山口委員)

分かりました。

(井上会長)

ありがとうございました。

じゃあほかに何か御質問等ございましたら。多田さん。

(多田委員)

最近どうしても市役所から出しているものとか、ある議員さんの話とか聞いてると、やっぱり神戸市とのあれば、時々ないなと出てまして、議員さんが言うことは大体何でも不安を募ればいいという言い方なんで、これは気にしなくともいいと思うんですけど、やっぱり高速道路使うということに関しても、高速道路の車の動きなんて、僕、38年間、高速道路乗ってましたけど、時間によっては車が走らないときあるんですよ。だからそういうことは全然気にしなくていいですよ。

だから、リチウムイオン電池にしたって、今回の芦屋市の広報にはしっかりと載っています。テレビでもあらゆる番組で爆発してる場面が出てるから、むしろ僕はリチウムイオン電池のこと知らないというよりも、知ってても分別して捨てるということの努力をしないことのほうが問題だと思うんですよ。僕は今日も家に残ってたリチウムイオン電池とか、直接持ってきました。だから僕はどうなんだろう、知らない人が多いとなると、何か許してしまう形になってしまいちゃうじゃないですか。知ってるけどやんないんだという見方が僕は大事だと思います、申し訳ございません。

(井上会長)

ありがとうございました。

ほか、何かございますか。どうぞ。

(事務局 谷野)

収集事業課長の谷野です。

先ほどのリチウムイオン電池の御意見、せっかくなんで現状だけお知らせをさせていただきたいと思います。まさにそのとおりなんです。皆さん、危険は感じてるんですね。報道機関のニュースリリースによって、幸いにも今、ごみステーションにごみ出しをされる方の中で、中身の見える袋でリチウムイオン電池としっかり書いて出していただけた事例が増えてきました。

一方で、指定ごみ袋を使って、その他燃やさないごみを出す関係で、リチウムイオン電池以外のごみと混ぜ込んで指定ごみ袋でリチウムイオン電池の内蔵型の小型家電を出す事例も実はまだまだ散見されるんです。

そこで、今期の期中から、我々一般廃棄物収集運搬事業に携わる者、全てに対して課長通知を送りまして、疑わしきものは全部現場で袋破れと言うてます。そうしますとかなりの確率でモバイルバッテリーと電子ファン、ワイヤレスイヤホン出てきます。特にニュースリリースがあった以降に家の中に眠っているリチウムイオン電池内蔵型の小型家電がものすごく出たんです。それと同時に袋を破って収集するという危険回避の運用を始めたことによって、さらにそれに拍車がかかってます。

したがって、委員おっしゃるとおり、分かってるんであれば、危ないので別の袋できっちり出しなさいということは引き続き啓発もしていきつつ、最悪の場合、出してるものが特定されれば行政指導に入らざるを得ない状況を今、垣間見えてるという状況なんです。実際、これは議会でも答弁してます。違反者が特定できれば、要は被害届も含めてしっかり対処しますということなんんですけど、なかなか違反者特定まで結びついてませんもんですから、今は現状としては危険回避行動を展開するのに精いっぱいというところの現状だけ報告をさせていただきたいと思います。

(多田委員)

恥ずかしいんですけど、僕らの年代ってリチウムバッテリー、僕、誰がこんなん持つ

てんの？と思って娘に聞いたら、何言うとん、若い子みんな持ってるでと言われて、ごめんなさいね。年寄りは持っていないけど、若い子はみんな持ってるんですね。いや、だからびっくりしました。ごめんなさい、本当に恥ずかしいですけど。

(井上会長)

現状はそういうことということですね。谷野さん、ありがとうございました。
ほか、何かありますか。

(千田委員)

すみません、細かいところなんんですけど、資料7の66ページ、施設の運営対策、防災拠点として活用。防災トイレを掲げていますと。防災トイレを設置するのであれば、一時的な避難所としての活用も可能ということですけど、一時的といつても何日かいらっしゃるとなると、食料品の備蓄だけじゃなく、できれば何かベンチでかまどになるような、普通はベンチで使うけど、煮炊きができるような設備をちょっと造つといったほうがいいのかなと思いました。別にこれ、意見ですけど。一番困るのは多分トイレですね。それと次に、食べる物どうするのか、備蓄品である程度、3日間ぐらいはいけるにしても、もうちょっと、もし何かあって避難所としての機能を造るんであれば、ベンチ型の、何かよく今、流行っているものを設置されたらどうなのかなと感じました。

以上です。

(井上会長)

食料品の話？

(千田委員)

食料品というか、何か防災機能の施設を運営するのに付加価値をつけるとかあるじゃないですか。そこで見たら防災トイレを掲げていますとか、災害廃棄物の仮置場を確保します。誰か避難者が逃げてくるんであれば、どこまで避難所としてお使いになるのかは見てこないんですけど、どうなのかなと思って。

(井上会長)

どうですか、尾川さん。

(事務局 尾川)

ここは多面的価値として、廃棄物処理施設を造る際には、地元の方とか市民の方が利用できる付加価値を備えたものがよいということで、いろんな意見を賜っております。地元の運営協議会や、様々な会でどういうものがいいのか聞いています。例えば家庭菜園を造ってくださいとか、いろんな意見がございます。その中の1つとして防災機能があればいいんではないかというような意見がございまして、書いているだけで、具体的に実際、防災トイレを造るかどうかというのはまだ決まっておりません。そのもし造る段になりましたら、どのくらいの人数とか、容量であるとか数というのも考えた上で、実際に使えるものというのを考えて設計しますので、そういう状態になつております。

(千田委員)

ありがとうございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

いや、何か食料品の話してたでしょう？

(千田委員)

というか、防災トイレが一番大変だけど、その次、食べることが2次的に大変になるんじゃないかな。食料の備蓄品とか、その辺は置いてるけども、避難が長期になると、大体各自の避難所で煮炊きしようと方針変わってくるんですよね、普通は。そうなると普通はベンチだけど、煮炊きのできる設備というので、防災公園って大体よく最近のところってマンホールトイレみたいな防災トイレが、普通はマンホール、そこ、蓋取って、何か載せたら防災トイレに変わります。その近くに大体ベンチがあって、ふだんはベンチです。そのベンチの椅子というか、板取ると、煮炊きができる釜が実は隠れてるとか、何かそういう避難した人が取りあえずは何とか暮らせるという。

(事務局 尾川)

あくまでも避難所としての取扱いではございません。付加価値としての考え方でございます。例えばほかの下水処理場であったり、総合公園というところはそういうような防災トイレがございます。先ほど言ったみたいに、ふだんはマンホールで、その上に簡易的なものを置けばトイレになるというのもいっぱいございます。ここはそういう位置づけではなくて、防災という拠点の中の1つとして利用することもできますよという形で挙げさせていただいております。

(井上会長)

ありがとうございました。

そういたしましたら、もう特にございませんか、何か。

ございませんでしたら、その他、今日審査していただきましたポスターについて事務局よりお願いしたいと思います。

(事務局 藤岡)

事務局から今、会長よりおっしゃっていただいたポスター展のこと。もう一点、連絡事項がございます。

まず、ポスター展に関して、会議が始まる前に御審査いただいた、「住みよい芦屋をつくる」ポスター・コンクールの受賞作品ですけども、受賞作品として決定した作品、外出られた壁際にセットさせていただきましたので、お帰りの際にぜひとも御覧いただければと思いますので、受賞作品決定しております。ありがとうございました。

なお、12月2日より2週間、15日まで、市役所北館の出入口付近に展示スペースがございます。こちらで2週間、受賞作品の展示をいたします。なので、市役所に寄られた際に見ていただいても結構ですので、改めまして御協力ありがとうございました。

というのと、もう一点、ちょっと資料確認の際に触れなかったんですけど、皆様の机の上にこういったチラシを置かせていただいております、「あしやのごみをへらそう！

リリリ・M e e t s ! 本・古着の交換会×つくりかえる会」ということで、こちら、11月9日に実施予定のイベントでございまして、今、本市は本・古着の交換会というリユースイベントを毎月やっておるんですけども、その拡大版として実施するイベ

ントになります。本・古着の交換会ももちろんこの中でございますし、それだけにとどまらず、例えば食器、おもちゃの交換会ということで、皆さん、御自宅にある食器、おもちゃ、普通であればもうごみとして捨てて、出してしまうようなものであっても、こちらに持ってきてリユースできるよということで持ってきていただきて、会場にある食器とかおもちゃを持って帰っていただく。もちろん持ってきてもらうだけでもオーケーですし、持ち帰ってもらうだけもオーケーというようなリユースイベントをこの中で開催させていただきます。

あるいは市民の団体、市内で活動するこういったごみ減量に携わっていただいている団体さんというのは結構おられるんですね。そういう団体さんと今回つながる機会がございましたので、つながって、各ブースで、各団体が得意なことをやって、大きなイベントとしてやってみようじゃないかということで、今回こういったイベントを開催する予定でございます。なので、3R、リデュース・リユース・リサイクルにとどまらず、リメイクやアップサイクルといったような3Rからもう一步先進んだようなブースもございます。子供さんとかの来場も期待しているところなんですが、年齢制限はございませんので、皆さんもぜひ来ていただければと思います。

また、もし団体等でお配りいただける機会がございましたら、お申出いただければ複数部、チラシをお渡しできますので、お帰りがけの際に言っていただければ、例えば20部欲しいよとかいうことでございましたらお渡しできますので、言っていただければと思います。

以上2点の御連絡でございました。

(井上会長)

ありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれで終了とさせていただきます。

それでは、今後の説明について、事務局からお願いします。

(事務局 廣瀬)

井上会長、議事の進行ありがとうございました。

今後のスケジュールとしまして、議事の中でもお示ししましたとおり、意識調査をつくり込んでいき、12月から1月をめどに発送前のデータを皆様にお示しできればと考

えております。その後、2月から3月にかけて意識調査を実施し、第2回目の審議会を3月頃に実施予定とさせていただきます。また近づきましたら日程調整の御連絡をさせていただきますので、御出席、御協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

以上で、令和7年度第1回芦屋市廃棄物減量等推進審議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(井上会長)

皆様、どうもありがとうございました。これにて終了いたします。